

幸手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部 を改正する条例

幸手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成27年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「392,000」を「405,000」に、「440,000」を「455,000」に、「492,000」を「508,000」に、「555,000」を「574,000」に、「634,000」を「655,000」に改める。

第8条第1項の表中「207,400」を「219,400」に、「225,600」を「237,600」に、「265,300」を「276,300」に、「298,800」を「309,800」に、「321,300」を「332,600」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の幸手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（給与の内払）

2 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の幸手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

令和7年12月17日提出

幸手市長 木 村 純 夫

提 案 理 由

人事院勧告を踏まえ、一般職の任期付職員の給料月額を改定したいので、この案を提出するものである。